

【NSW 州】18歳以下の子どもによる他家庭訪問の制限緩和(9月21日(火)正午から)

【ポイント】

●NSW 州政府は、9月21日(火)正午以降、NSW 州の外出制限令適用中の地域(感染懸念地域を含む)に在住している18歳以下の子どもに対して、以下の条件のもとで、友人による自宅訪問の制限を緩和する(friends bubble)と発表しました。(1)自宅訪問は友人2人が上限。友人2人は、常に同一人物であることが必要。(2)すべての世帯の19歳以上の人、ワクチン接種(2回)を完全に終了していることが必要。(3)友人同士は、5km 圏内、または同じ市(LGA)に在住していることが必要。(4)親や世話をする人が子どもを自家用車で送迎する場合、他の親や世話をする人と交流するために他家庭に留まることは不可。

【本文】

1 NSW 州で新型コロナウイルス・ワクチンの接種が進んでいることを受け、NSW 州政府は、スクールホリデーに向けての規制緩和として、9月21日(火)正午以降、NSW 州の、感染懸念地域を含む、外出制限令適用中の地域に在住している18歳以下の子どもに対して、以下の条件のもとで、友人による自宅訪問の制限を緩和する(friends bubble)と発表しました。

(1)自宅訪問は友人2人が上限です。友人2人は、常に同一人物である必要があります。

(2)すべての世帯の19歳以上の人、ワクチン接種(2回)を完全に終了している(fully vaccinated)必要があります。

(3)友人同士は、5km 圏内、または同じ市(LGA)に在住している必要があります。

(4)親や世話をする人が子どもを自家用車で送迎する場合、他の親や世話をする人と交流するために他家庭に留まることはできません。

2 上記の制限緩和は、子供たちが一緒にいる機会を増やし、新型コロナウイルスの感染対策と精神衛生や幸せとの調和をとることが目的であると州政府は説明しています。

3 規制内容は状況に応じて常に変更されます。規制の詳細や最新の情報はNSW 州ウェブサイトでご確認ください。不明な点がある場合には、NSW 州保健省に電話(18 00 943553)でご確認ください。

○NSW 州政府ウェブサイト

(9月21日(火)付メディアリリース: 18歳以下の子どもによる他家庭訪問の制限緩和
(9月21日(火)正午以降))

<https://www.nsw.gov.au/media-releases/friends-bubble-created-for-children-to-all-own-visits-time-for-school-holidays>

(州の新型コロナウイルス情報)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>